

毎週火、金曜日発行(但休日、  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)は翌日)

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 東部県税事務所等の定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき、昭和三十四年度にかかる次の機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年二月十日

鳥取県監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 井上善一

同 戸田俊巳

監査箇所

執行年月日

東部県税事務所 昭和三十五年八月十九日

中部" 同 十一月

西部" 同 六月二十三日

農政課 同 十月二十一日

農業改良課 同 十八日

畜産課 同 二十日

蚕糸課 同 二十七日

林務課 同 二十六日

水産課 同 十四日

農地開拓課 同 二十日

耕地課 同 十五日

商工課 同 二十一日

地下資源開発局 同 二十一日

中海日野川総合開発調査局 同 十一月一日

県税事務所

監査箇所 執行年月日 監査委員

東部県税事務所 昭和三十五年八月十九日 松本 利治

荻原 治郎

井上 善一

中部県税事務所 同 十一日 松本 利治

荻原 治郎

西部県税事務所 同 六月二十三日 松本 利治

荻原、治郎

井上 善一

戸田 俊己

昭和三十四年度にかかる各県税事務所の定期監査は、税法の一部改正並びに経済界の動向等による自主財源の推移、賦課徴収の適正執行、とくに、課税の公平適正化、自主納税による民主的徴税方式の確立推進等につき慎重実施した。その結果、各所とも不正、不当と見られるものは認められず自主財源の確保等税務行政の推進に努力しているものと認めた。

しかしながら昭和三十五年一月国税徴収法の改正もあり個々にわたつて内容をみると、税法運用或は事務処理等につき考究改善すべき事項がすくなくないので、さらに運営の合理化と適正化に一層の努力を望む。また、これが推進に当り県は賦課徴収事務の査察指導の徹底を期されたい。なお、賦課徴収の概況その他共通事項は次のとおりである。

一 賦課徴収について

(1) 課税状況について

昭和三十四年度各所の課税状況は

事務所別	現年度分	過年度分	滞納繰越	計
東部	二八一、五九六千円	二二、〇六三	一五、四五八	三一九、一一七
中部	一〇九、二九八	六、七三八	五、二八八	一二一、三三四
西部	二四四、七三三	二九、四〇九	一四、三二一	二八八、四六三
計	六三五、六二七	五八、二二〇	三五、〇六七	七二八、九〇四

で、前年度に比較し東部二千三百余万円、中部一千四百余万円、西部三千九百余万円それぞれ増加し総額において七千七百余万円の増加を示している。

これを内容別にみると滞納繰越分が三百余万円の減少となつていますが、現年度分は七千四百余万円過年度分は六百余万円の増加となつている。

税目別にみると法人県民税、法人事業税、遊興飲食税、固定資産税、軽油引取税、自動車税等一億二千一百余万円が経済事情の好転、税法改正及び自然増等により増加したのに反し、個人県民税、個人事業税、

不動産取得税等四千五百余万円が税法改正、自然減等により減少している。

(2) 徴収状況について

昭和三十四年度における各所別徴収状況は、

事務所別	現年度分		過年度分		合計
	件数	率	件数	率	
東部	三三	三七・六六	三三	三三・三三	六六
中部	三四	二〇・七三	三四	二〇・七三	六八
西部	三四	三六・六六	三四	三六・六六	七二
計	三三	三三・三三	三三	三三・三三	六六

で、調定額に対する収入率は九五、四二%で前年度に比較し、一、四四%上昇し八三、五二千余円増収している。これを内容別にみると現年度分七九、二二九千余円、過年度分七、三三〇千余円それぞれ増加し、反面滞納繰越分三、〇二四千余円減少している。さらに、これを各所別にみると、東部二六、一九一十千余円、中部一五、二七二千余円、西部四二、〇六二千余円そ

れぞれ増加している。  
二 課税事務について  
(1) 遊興飲食税は課税容体の補促に努力し調査方法の合理化、とくに、実額調査、直接間接調査の併用、権衡査察等により課税の適正化につとめているが、とくに、実額調査を重点的に実施するほか、調査業種の拡大、業者の啓蒙、調査の早期実施と申告書提

事務所別	現年度分		過年度分		合計
	件数	率	件数	率	
東部	三三	三三・三三	三三	三三・三三	六六
中部	三四	二〇・七三	三四	二〇・七三	六八
西部	三四	三六・六六	三四	三六・六六	七二
計	三三	三三・三三	三三	三三・三三	六六

出の義務履行等納税秩序の確立に努力すべきである。  
なお、小料理店、飲食店の課税標準の適正化及び勧奨による修正申告分に対する過少申告加算金の徴否

について検討を要する。  
不動産取得税については課税事務の早期処理に考究善処すべき点が見受けられる。すなわち原始取得現、過年度課税比率は

で現年度分は至つて低率にしてこれが上昇をはかるべきであり、また、承継取得についても鳥取市分を除き二ヶ月毎に課税対象の調査を行ない課税しているが、市分は件数も相当まとまることではあり毎月課税に努められたい。  
なお、早期課税のあいりとなつている市町村長の通知義務の履行、職員の増員、機動力の増強等にも配

慮し業務の円滑処理に努められたい。  
自動車税の賦課については、陸運事務所の登録を基礎に課税しているが、課税客体がないもので、廃車申告抹消のため課税保出しているものが九二台(東部一五、中部一七、西部六〇)ある。これらについては陸運事務所において実態確認のうえ職権抹消方を強力に要請すべきである。

所 別	調 定 額	收 入 済 額	收 入 率	
			三 四 年 度	三 三 年 度
東 部	一五、四五八千円	六、一〇五千円	三九・五%	四六・六%
中 部	五、二八八	一、三九八	二六・四	三一・三
西 部	一四、三三二	六、〇九二	四二・五	四四・九
合 計	三五、〇六八	一三、五九五	三八・八	四三・六

四 滞納繰越分の整理状況は

合 計	課 税 額	納 入 額	滞 納 額	滞 納 率
娯楽施設利用税	107,448	51,691	48,911	六・一
遊興飲食税	118,000	39,888	59,912	九三・七
自動車税	50,935	15,378	110,557	九三・七
自動車区別税	6,335	2,835	5,500	九三・八
狩猟者税	1	1	4,337	六・五
固定資産税	37,586	29,337	3,249	七三・七
目的税	84,669	11,000	83,669	一〇〇
軽油引取税	84,669	11,000	83,669	一〇〇
旧法による税	1,335	1,335	0	一〇〇
合計	378,688	135,866	242,822	六五・四

区 分	調 定 額	納 期 内 納 入		納 期 限 後 納 入		收 入 計	
		金 額	収 納 率	金 額	収 納 率	金 額	収 納 率
普 通 税	248,860千円	348,860千円	四〇・〇%	258,930千円	四〇・〇%	607,790千円	九三・〇%
県 民 税	113,940	33,493	二九・八	61,339	五三・九	94,832	八三・七
法 人 税	35,225	26,997	七六・七	9,926	二七・九	36,923	一〇〇
個 人 事 業 税	27,335	4,544	一六・六	56,333	二〇・六	60,877	二二・一
法 人 税	26,150	17,166	六五・七	9,921	三七・六	27,087	一〇三・七
個 人 事 業 税	33,463	15,750	四七・一	64,833	一九・九	82,583	二四三・七
法 人 税	5,718	1,963	三四・五	28,138	五〇・四	34,101	五九・八
個 人 事 業 税	26,509	1,280	四・八	14,678	五五・四	15,958	六〇・〇

納期内及び納期限後収入状況表

三 県税税目別納期内及び納期限後の収入状況は次表のとおりで、納期内収納率は四四・八%で前年度と比較し伸びているが、個々にこれを見ると、遊興飲食税(三三・八%)個人事業税(三八%)自動車税(二九・一%)は低調で、なかでも個人県民税は六・二%の低率である。

さらに、納税者の啓蒙と徴税の合理化、とくに、自主納税体制の確立強化等につき、考究善処の要がある。なお、納税貯蓄組合による納付率は県税総額に対して一三・四%であつて組合の設置、または拡大について努力の余地がある。

であつて、各所とも早期整理に努力しているが収入率は前年度より低下なお、大口滞納者が解消されていないので、さらにこれが徴收確保につき努力の要がある。

また、分納の方法によるものに対しては完全履行せしむべきである。  
五 個人県民税(市町村長が賦課徴収しているもの)の調定収入状況は、

区 分	東 部	中 部	西 部	合 計
現年度分調定額	二二、八七一 <small>千円</small>	一一、〇八五 <small>千円</small>	二六、二三四 <small>千円</small>	六〇、一九〇 <small>千円</small>
滞納繰越分調定額	六、三七九	一、七〇七	四、九六〇	一三、〇四六
小 計	二九、二五〇	一二、七九二	三一、一九四	七三、二三六
期限内収納額	四、〇六三	四八一	八七	四、六三一
期限後収納額	一八、九八八	一〇、五二六	二六、七〇三	五六、二二七
小 計	二三、〇六一	一一、〇〇七	二六、七九〇	六〇、八五八
不納欠損額	—	二〇	—	二〇
差引滞納額	六、一八九	一、七六五	四、四〇四	一二、三五八
調定額に対する収入率	七八・八%	八六・〇%	八五・八%	八三・〇%
収入率	七九・〇	八七・七	八二・一	八一・八

であつてその収入率は八三・〇%で前年度より一・二

%上昇しているが、他の税目に比較し低率で、なかで

も東部佐治村、智頭町は低調である。これら滞納額の徴收整理には県の強制執行は不可態で苦慮しているが、市町村との共同体制を強化し、積極的徴收確保につき指導の要がある。

六 昭和三十五年五月三十一日現在における滞納処分執行停止額は

東 部 七九四件 二、五九二、三一〇円

中 部 一四五 四八五、五八八

西 部 九五四 三、一三五、五二三

計 一、八九三 六、二一三、四二一

であるが、調査後相当期間経過して停止しているもの、停止後の実態はあくに徹底を欠いているものがあつたので慎重を期されたい。

七 賦課徴收事務処理については、昭和三十五年五月総務課に管理係を新設、陣容の強化と運営の合理化を期するほか、徴收簿のカード式採用によつて事務能率の改善合理化がはかられているが、差押財産処分等につき担当の係が各所区々であるので統一する要がある。

八 県税賦課調定並びに収入済額等は次表のとおりである。

県 税 賦 課 調 定 額 調

区 分	所 別	昭和三三年度	昭和三一年度	昭和三二年度	昭和三三年度	昭和三四年度
現年度分	東 部	一〇、七五五 <small>千円</small>	一五、四四四 <small>千円</small>	二〇、〇六六 <small>千円</small>	二五、〇八八 <small>千円</small>	三〇、五九六 <small>千円</small>
	中 部	一、七三三	一、七〇二	一〇、三三〇	一〇、七〇六	一〇、九八八
計	西 部	四、二六五	一〇、一三三	五、九一三	五、〇六七	五、三三三
	計	一六、七五三	二七、二七八	三六、三〇九	四〇、八八一	四六、九一七



税目別	調定区分	昭和三三年度	昭和三四年度	昭和三三、三四年度 差引増減
法人県民税	収入定	三二、〇〇三 三一、五四五	三九、二五八 三八、八六四	七、二五五 七、三一九
個人県民税	収入定	七八、五三二 六四、二三〇	七三、二三五 六〇、八五七	△ 五、二九七 △ 三、三七三
法人事業税	収入定	一八六、〇九七 一八二、七二一	二二四、六七二 二二二、三三八	三八、五七五 三九、六一七
個人事業税	収入定	八五、九〇三 八〇、一二四	五一、七一八 四七、七九〇	△ 三四、一八五 △ 三二、三三四
不動産取得税	収入定	三二、二八五 三一、三五七	二六、五〇九 二五、七二二	△ 五、七七六 △ 五、六三五
自動車税	収入定	四九、四七八 四六、七一九	五四、九七二 五二、六六六	五、四九四 五、九四七
遊興飲食税	調定	一〇一、六九〇	一一八、〇〇九	一六、三一九

収入	九四、五九四	一一〇、五三七	一五、九四三
固定資産税	収入定 一九、九六五 一九、九六五	三七、五八八 三七、五八八	一七、六二三 一七、六二三
軽油引取税	収入定 四八、〇三九 四七、九四六	八四、六八九 八四、六八九	三六、六五〇 三六、六五〇

九 経理出納その他事務処理は概ね適切と認められたが、

なお次の点留意されたい。

- 1 過誤納金の早期還付に留意されたい。(西部県税)
- 2 過誤納金の還付加算金支出決定に当り期間算出の基礎において相違していたものが、自動車税一一一件(二千余円)法人事業税等一九件(一万余円)あったので、早期に処理されたい。(東部県税)
- 3 遊興飲食税において追加修正分等調定がいちじるしく遅延しているものがあるので早期処理につとめられたい。(東部県税)

農 政 課 昭和三十五年十月二十一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 新農村建設事業は本年度新に九農林漁業振興地域の  
本指定と八地域の予備指定を終り、予定どおり三十五  
年度には県下全市町村区域を対象に五九地域の指定を  
完了する運びとなつてゐる。

本年度本指定をうけた九地域を加えた五一地域の振  
興計画に基づく事業の進捗状況は、特別助成事業にあ  
つては、国の財政事情等によつて当初計画より助成配  
分比率が若干変り事業はズレきみである。他面融資事

業は概ね計画どおりで順調に進んでいる。  
 特にこの特別助成事業は振興計画の総事業分量からみると極めて僅少で大部分は一般助成と自力関係がその主体をなしている。計画推進に当つては一般助成事業と更には新市町村建設事業等その相互間の調整を図つて総合性を確実に保持して行くことが必要である。

二 また既に特別助成期間が完了した一部の地域に対し実態調査を完了してしたがこれらの結果は今後の施策面に反映されるよう配意が望まれる。

三 農業協同組合の振興対策について次の点留意検討されたい。

1 農業協同組合に対する指導組織体制は現在在庫負担職員七名と、県費職員六名で主として常例検査、合併促進、その他組合組織調査を担当しているが、これらの検査担当職員は特に専門的知識を要するので、職務の格付、配置替等につき充分考慮の要がある。

2 常例検査の実施状況は単位農協七七組合、特殊組合五、組合その他部分検査二七組合を実施するほか連合会の本省検査に協力検査を実施しているが、他面これらに要した検査旅費は五三八、〇〇〇円(国庫二分の一)で、その他県費で九九、〇〇〇円あるが、これはブロック会議その他職員研修旅費等に充たされ検査後の爾後指導に要する活動費は皆無であり、しかも全農協一回の常例検査も不可能の状態である。

3 本年度単県費で中央会に対し九〇〇、〇〇〇円の補助金を交付しているが、これには農協経営基盤強化費その他不振組合刷新費等、数項目に分ち交付条件が附されている。中でも組合検査費一〇〇、〇〇〇円、農協青年部及び農協婦人団体協議会に対する二〇〇、〇〇〇円も含まれているがこれらの効果確認と、活動促進の徹底については一層配意が必要である。

4 農業信用基金協会に対する基金造成資金一、五〇

〇万円を繰替金制度によつて支出しているが、資金の恒久化を図つて不振組合の早期解消、組合組織強化に一段の配慮が必要である。

四 農業改良資金関係業務は三十五年度から当課で所管され農林金融事務の一元化を期せられたことは結構である。しかしこの資金は制度の普及と認識の徹底によつて年々資金需要が増え事務量も増加し、反面その管理体制は僅か担当職員が一名である。資金管理に万全の事務体制確立の必要がある。

なお、本年度は技術導入資金の新規造成はなされていなかったが、資金の需要にかんがみ資金の拡大造成につき検討の要がある。

農業改良課 昭和三十五年十月十八日 監査

監査委員 松本 利治

同 萩原 治郎

一 農業改良普及事業の推進状況は一二八名の普及員を県下二一普及所に配置し、現地活動に当らしめている

がこの活動実績は前年度と余り大差はなく、大体所内活動二〇、所外活動六六その他一四の割合となつている。技術普及の進展に伴つて全普及員の特技化を図るとともに、さらに内部事情の軽減、機動力の整備、活動経費の増額措置及び本課勤務普及員の一線配置等が望まれるので善処されたい。

二 県下二一普及所に対する運営費は僅か一普及所一〇万円程度で、電話料その他運営経費にも事欠き、更にまた普及員自体の活動旅費等の支給状況をみても月額旅費は月平均十日分程度であつて、実情より相当かけ離れて支給されている。根本的には国の基本単価が低いことに加えて県の裏付が法定額だけに止つているので、勢い義務的経費の不足額は地元協議会へ依存している実情である。これら実態調査の上適切な措置を講ずべきである。

三 各事業費目中には可成りの事業委託と補助があるがこの事業委託に伴う現地指導は経費その他の面で徹底を期し難いものがあり、また、委託事業が数ヶ所に纏



分化されるため交付額も少額となつているので事業効果の再確認と指導の徹底につき留意されたい。

四 特産物振興対策事業費のうち二十世紀梨の市況調査及び販路拡張、出荷調整委託、出荷に伴う簡易荷造(ダンボール)試験の経費二十四万余円と青果物統制出荷、撰果規格の統一指導等九万余円あるが、果樹及び青果物については生産、販売の共同化の推進と低利、長期融資のあつ旋、さらに共同撰果の普及と撰果単位

採種面積 ヘクタール	種子確保量 キログラム
八八、四	一八九、二〇〇
八八、四	一五二、五九三
六五〇	九二、八〇〇
六五〇	九三、一八六

であつて県関係以外の独自で更新せられるものを見込んで県が計画している三ヶ年更新に対し更新率は低調である。種子の残量に対する補償率引上(現在一割補償)を国に要請するの外生産体制及び関係団体の協

規模の拡大、団体職員の市場駐在制の確立、並びに加工面の振興等速かに実施を望まれる諸問題があるので検討し、重点的に実現を期すべきである。

なお、本費目は事業の実態からして農林工業振興対策事業(国庫事業)と科目統合し一連した振興策を講ずることが妥当である。

五 本年度における種子更新状況は

種子更新面積 ヘクタール	作付総面積 ヘクタール	種子更新率
五、八五〇	三二、四三〇	一四・七
四、七六五	一、八五〇	一、八六一
一、八五〇	一三、〇〇〇	一四・三

力体制の強化と、一般農家への啓蒙指導について一層努力を要する。

なお、農業試験場の監査で指摘しているごとく麦原種の委託契約に基づく生産並びに計画配布、代金支払

方式等につき検討すべきものがある。

畜産課 昭和三十五年十月二十日監査  
監査委員 松本利治  
同 萩原治郎

一 大山集約酪農建設事業は既に事業着手以来五ヶ年を経過しその間種々余曲折があつたけれども地元関係団体と有機的連けいによつて乳牛の計画導入、草地改良、その他経営の合理化等概ね所期の成果を収めてい

る。しかしこのうち草地改良実績は当初計画よりはるかに下廻つたため酪農振興計画に再検討が加えられ、さらに第二次計画として三十五年度から三ヶ年計画を樹立し、引続き推進されている。

二 この草地改良が計画を下廻つたことは (一)草地地帯対象に乳牛導入計画が策定されたが結果的には水田(畑一地带に導入されたこと) (二)計画された草地改良地区が利用に不便であつたこと (三)部落構造と資金融通の問題等が主因となつてい

遂行に当つての調整に円滑が期されなかつたことも見逃せない。

したがつて第二次計画推進に当つては国の諸施策と相俟つて資金の導入確保、国有貸付牛の重点配分等、総合的調整を図つて計画の完遂に一層配意すべきである。

三 また、県有トラクターによる草地改良の作業能率の向上については種々検討されているが根本的には現行の本庁主務課の直接担当の問題、その他機械操縦職員の身分の安定化等先づ解決しなければ運営は困難と認められるので、この点特に検討考慮すべきである。

四 有畜営農創設特別措置法に基づき農林中金及び県信連等より融資をうけ本年度において乳牛五〇〇頭、和牛二九七頭、綿羊二〇頭を導入し、これが資金に対する利子の一部(三十二年以降の負担率二・五%)として三、四三一、七八四円の利子補助金(全額国庫補助)を交付しているが、本年度末現在無畜農家数はなお五、九九一戸となつている実状にかんがみ国庫補助金

の確保に努め、これが早期解消につき一層の努力を望む。

五 本年度における種畜導入事業は一、五七千円(予算額二、七四九千円)をもつて和牛四頭、綿羊一頭、豚三頭、鶏二五羽を購入し、このうち和牛一頭を県種畜場にけい留するほかは畜産団体或は民間業者にそれぞれ貸与している。

一百十余万円を不執行としているのは畜連等受益者による負担金が予定通り入らなかつたためである。これら購入種畜は本年度より直接民間業者に貸付けすることとなつているが受益者の財源裏付確保に努め、また貸付け後における飼育管理指導の徹底を期されたい。

蚕 糸 課 昭和三十五年十月二十七日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎

一 本年度より二ヶ年継続の新規事業(国庫補助二分の

一)として年間桑育指導地区を県下三ヶ所に指定し養蚕経営の合理化に対する現地試験を実施しているがこれが適確なる試験結果に基づき技術指導と、末端普及の徹底に一層の努力を望む。

二 桑園整理事業は前年度に引続き国の割当面積四〇一、一四ヘクタール(三十三、三十四両年度分)に対し三五、二〇九ヘクタールを減反した。本事業は国の都合等により本年度をもつて打切りとなつている。

県下桑園面積一、四八二、九〇ヘクタールのうち老朽桑園或いは萎縮病等のため改植(換地改植も含む。)を要するものが二六〇ヘクタール見込まれており、三十五年より三ヶ年計画をもつて更新する予定であつたが、桑苗はその需要の七割を県外より移入に依存しており、不良苗が多いため活着率が著しく低率である。桑苗の計画的県内生産奨励と、移入桑苗の厳選、改植技術の指導につき一層努力を要する。

三 産繭処理の調整指導については従来から留意されてきているが、一部業者にあつて不満の声もあつたよう

であるから相互納得の行く調整に一段の考慮が必要である。

また、検定供用繭抽出業務は従来より合理化されてきているが立会旅費に不足を生じ実費弁償がなされてない。供用繭の適正抽出の面から検討の要がある。

四 県下六蚕業指導所に配置されている蚕業技術普及員六六名に対する身分、監督等人事管理の面から検討考慮が必要である。

林 務 課 昭和三十五年十月二十六日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎

一 森林組合育成指導について種々検討が加えられているが、これら施策遂行に当つてはさらに次の点配慮されたい。

1 組合振興対策費一〇九、八〇〇円(国庫助成二分の一)で長期駐在指導組合(六ヶ月)一組合と、特別指導対象組合六組合に対し組合再建指導を行なつ

ているが、この経費の大部分は駐在指導員の人件費に充てられ、特別指導対象組合に対する指導、その他一般的組合組織整備強化に要する経費は不充分と認められるので予算的考慮の上積極的活動せしめる必要がある。

2 組合の組織整備強化については合併指導を積極的に推進し、東部地区五組合のうち二組合は既に合併完了し、残り三組合は合併予備契約書の交換を完了していたことは結構であるが更に他地区の合併促進について努力を望む。

3 施設森林組合(五六組合)に対する常例検査は、検査費一三八、〇〇〇(国庫二分の一)をもつて五五組合実施していたが、検査後の指摘事項に対する管理指導は現地機関をして更に徹底せしめるよう配慮が必要である。

4 組合役職員に対する研修を実施し成果を挙げているが、更に研修内容の充実、分科研修、その他地区別研修等に工夫を講じ、より効果的実施が望まし

い。

5 県森連等系統機関に対する業務の調整及び指導強化については更に徹底を期し、系統内における自主的経営指導の機能向上と、その助長策につき適切な措置を講ずべきである。

二 森林組合振興三ヶ年計画は一応本年度をもつて終了し、引き続き三十五年度から第二次計画が策定されているがこの計画の推進母体を県から系統機関に移し、直接県森連をして担当せしめているようである。県は第一次計画の推進結果にかんがみこの面への助長策につき特に配意が望まれる。

三 林業技術普及事業については現地機関の監査にも指摘しているようにその効果測定は困難であるが改良指導員の活動実績は普及指導事務と、普及指導以外の業務が逐年増加している実状にかんがみ極力内務事務簡素合理化を図つて現地活動を容易ならしめるよう検討考慮が必要である。

また、機動力の増強、普及器材の充実整備について

は更に考慮されたい。

四 県有林の管理状況は

区分	面積	金額
補植	ヘクタール 一七六、六七	八二一、〇〇九
改植	二七、九〇	八六二、二六五
刈	九三二、三五	六、〇一三、〇〇三
つる切	一六、〇〇	五二、二三一
除伐	一一二、六二	五九四、〇九一
枝打	三〇、〇〇	三五九、七〇五
その他		六九五、五九六
計		九、三九七、七〇〇

であつて逐年の管理に努めていることは認められるが、現地機関の監査で指摘したとおり改植の遅れている地区、除伐、つる切り等が不十分なため成長を阻害しているものがあつたので、作業の徹底と更に管理費の増額措置につき考究善処の要がある。

また、県行造林に伴う契約てい結及び地上権設定等早期推進を要するものがある。

五 県営苗ほにおける本年度得苗本数は一〇、三四四、二七七本で、前年度より七六万余本減少している。このうち県使用本数は一、四八二、三七七本で、払下分は八、八六一、九〇〇本でこの処分代金四、八七八、二九八円である。また、山行苗の生産本数一、二二三、五五九本(ほかに八四九、九六六本を翌年度繰越)でこの代金三、六五五、三一〇円を含め八五三三、六〇八円の生産収入を挙げ、概ね独立採算で運営している。

逐年森林組合等自家養苗ほは伸びているが、その自給率は需要数に対し六四%程度となつていて、更に育苗技術の指導強化と計画的生産指導奨励につき努力されたい。

なお、県苗ほにおける幼苗、山行苗及び肥料等の出納状況は更に適確に記録整備すべきである。

六 木炭の生産減に伴い逐年検査員の縮減その他によつて収支運営を図つてきているがその反面、検査員の担当区域は拡大し、検査の円滑が期し難い状況になつて

いる。従つて検査手数料による独立採算性は困難となり一般財源の補てんは累増している現状にかんがみ現行の県営検査制度に改革を加え、検査の円滑化を期する必要があると考えられるので検討を望む。

七 治山及び林道開設事業は引続き早期着工に配慮され良くなつてきたことは結構である。また、治山、林道等施設災害については計画どおり復旧をみているが本年度国が新たに措置した特殊緊急治山事業は国の財政事情等の関係もあつて、初年度における復旧進度は余り良くないので、事業費確保につき強く国に要請し荒廃林地の早期復旧に努力されたい。

八 林道開発事業費に対する県費一割補助は本年度から予算措置されたが、県内には国の現行補助制度では着手困難な小規模団地が多く、未開発のままとなつているのでこれらの開設助成措置について財政的考慮が望まれる。

水産課 昭和三十五年十月十四日監査

監査委員 松本利治  
同 荻原治郎

一 漁業監督取締り状況は計画に対しその実績は上廻っているが、予算に制約されて計画が過少と認められる。即ち、取締り船の年間出動日数は一一〇日の計画で予算措置され、これに対し出動日数は一二五日でこのうち実際取締りに当たったのは八九日で、その他は観測、調査等でも取締り結果漁船の違反操業は六〇件にも上っている。これらの状況からさらに適切なる予算措置を講じ取締り強化と、違反操業の未然防止並びに漁場秩序の確立に配慮すべきである。

二 水産振興諸施策については沿岸漁場の改良、水産技術改良普及等、数項目にわたる施策が毎年継続的実施されてきているが、次の点についてはさらに重点的、効率的執行が望まれる。

1 沿岸漁場の改良事業として引続き魚礁一八三ヶ沈設と兼いそ(岩のり増殖用)三三、〇四平米造成し

ているが、この事業費は国庫負担(三分の一)のほか県は地元負担(事業費の四分の一)を寄附金として徴しているため、勢い財政能力のある地域に施工がへん向する傾向があるので、地元負担は極力軽減を図って計画的に設置箇所を選定、その他経済効果等をかん案し重点的に施工することにつき検討の要がある。

2 沿岸漁業の操業形態の改善施策として漁閑期に漁船の県外出漁を奨励し、三三隻の県外漁撈を行ないこれに対し片道の燃料費四二、〇〇一円を奨励金として補助交付しているが、さらに漁業経営の合理化への促進につき検討を要し、また沖合漁場開発調査に相まつて業界の誘導策については現地機関の監査にもる説したように積極的対策を講ずべきである。

3 漁村青年育成指導については一二六、〇〇〇円(国庫二分の一)をもつて本年度も引続き地元漁民を対象に先進地の視察を行なっているがこれも経費の一部が地元負担となつている効率的施策につき工夫

検討が望まれる。

4 網代、境の三種漁港に対する管理条例施行に伴つて漁港管理委員会が設置され、漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議がされているが漁港施設の占用許可事務が遅延していたのと、占用料免除にかかる手続その他占用期間更新等の事務処理は一層厳格を要する。

三 水産団体育成指導費は人件費を除き一五九、二四五円で、常例検査費及び不振組合整備強化費(以上国庫二分の一)にほとんど支出され、運営全般にわたる指導費は僅か県費三七、九六九円である。農林金融施策及び一般、特別助成事業等の総合施策による育成指導面への配意につき一段の考慮が必要である。

四 漁港修築事業は三〇、四二一千元の予算額に対し二八、七二六、八二〇円(前年度繰越分一、二〇〇千円含む。)を執行するはか一、三〇〇千円を翌年度繰越している。本事業は例年国の認承並びに予算等の都合により着工が遅れるため施行適期を失しているので、

更に早期認承を得て適期施工による経済的効果を図るよう一層努力されたい。

五 伊勢湾台風に伴う漁港災害査定総額は一八、二五九千円(七ヶ所)に対し本年度実施額は七、〇一一、九二一円(二ヶ所)で三十五、三十六両年度をもつて全部を完了する予定であつたが、市町村施工分に伴う査定総額四一、四八七千円(二三ヶ所)に対し本年度施工は僅かに四ヶ所、八七六千円(国庫補助額)となつているので更に国に対し認承枠の拡大につき強く要請し早期復旧を図らしめる要がある。

六 境港魚揚施設の管理については職員三名とその他用務員等二名を駐在せしめ、さらに三十五年度から水産製品検査員二名を配置駐在せしめているが魚揚施設使用料の徴収について実態にそぐわない面があるので適正処理が得るよう考究措置されたい。

七 米子養魚場の経営委託にかかる監督指導は実施されていないので、速かに根本的解決をなすべきである。なお、三朝養魚場の災害復旧その他についても適切

な措置を考究し善処すべきである。

農地開拓課 昭和三十五年十月二十日監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎

一 開墾建設事業のうち生山地区の建設事業は本年度をもつて完了している。また、大山地区の附帯工事、高城地区の道路補修工事は設計変更、その他地元負担能力等による。事業変更、その他小団地補助工事、開墾事業、開拓地改良事業等は、いずれも国の財政事情によつて後年に執行が繰延べられている。

また、建設事業のうち雨滝地区は地区計画の変更が未承認となつているのでこれらの建設事業の促進について一層努力を要する。

二 本年度予備地処分計画費として県費(二八三、〇〇〇円)考慮されているが、これは買収未墾地のうち従来から不適地として見込まれているものの整理費であり、日光地区四三ヘクタールは不用地として処分、真

野原地区一四ヘクタールは不用地として申請中、宇倍野地区一七ヘクタールは不用地と認定をうけているが引続きこれが促進と、処分認定事務にあたつてはさらに慎重を期されたい。

三 開拓地営農指導につき次の点留意されたい。

1 営農指導員八名(内二名獣医師)と保健婦三名を開拓地に配し現地指導を担当せしめているが、このうち六名の指導員は地区農業改良普及所に、保健婦三名は現地駐在であるが、獣医師三名は現地駐在を引揚げ、現在所子家畜保健衛生所に定位せしめていることにつき検討を要し、現地診療所の早期建設につき善処が必要である。

2 開拓地営農振興五ヶ年計画は本年度三年次を迎へ、投融资の確保と生産向上及び負債償還等実施面に計画と相当かけ離れた面があるけれども、近年酪農経営の確立によつて農家粗収入は一戸当り二七五千元、前年対比一一九と伸びてきているようである。他面、負債の増大に伴う償還計画と生産計画との不

調和によつて資金の借入も容易でない現状から、さらに現地指導と生産力の増強策について対策を講ずべきである。

3 負債償還に当つて国は償還条件緩和に関する特別措置法を制定し、三十五年度から適用される予定であったが、これらの事務的処理の促進については遺憾のないよう期する要がある。

4 開拓融資保証協会に対する出資金は、本年度一五〇千円で累計五一〇千円が県出資総額(外に交付金一、四〇二、五〇〇円)であるが、出資の増大をはかつて保証の強化と、融資の積極化に考慮の要がある。

四 開拓財産売渡に伴う土地に対する登記事務処理が遅れており、本年度末において八、四〇〇筆、二、八〇〇ヘクタールが未整理となつており売渡後相当期間経

過しているため種々困難な面もあるので、県はこれが所要経費の予算措置等を講じるとともに早期整理につき一層努力すべきである。

耕地課 昭和三十五年十月十五日監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 井上善一

一 伊勢湾台風等による災害復旧事業の進捗状況は既に現地機関の監査の際詳細に述べたように、事業の進捗に比較し事業費の確保が不十分であるので国に対し復旧事業費の割当増分配分を要請し、復旧済事業に対する補助金交付の促進を図るとともに、残事業の早期復旧に一段の努力を要すべきである。

二 本年度末における県営事業の進捗状況は

北条用排水事業

総事業費 一七四、三〇〇千円

三十四年度までの事業費 六六、〇〇〇千円

進捗率 三八%

大沢排水事業	一二七、一〇〇	三五、〇七六	二八
橋津川排水事業	一二五、〇〇〇	一八、七〇八	二五
小鴨川用排水事業	七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一
北条畑地かんがい事業(基本)	二四一、二四〇	一三六、四三〇	五七
〃(末端)	二二三、六六四	六四、七四三	二九
〃	六四、一五八	六四、一五八	一〇〇
〃(末端)	八〇、四三五	八〇、四三五	一〇〇

で、財政事情等もあつて進捗は遅々としている。県は地元民意を充分考慮し国に対し補助率の改訂並びに事業費の確保を強く要請し地元負担の軽減と、早期完成につき格別の努力を望む。

三 団体営施行にかかる耕地事業地区採択に当つては事業の経済効果等総合的見地に立つて決定せられることは勿論であるが、事業効果の認識及び地元負担に対する熱意の喚起に努め計画の重点的推進をなし得るよう指導勧奨の徹底を期されたい。

四 今次災害等の事務処理については現地機関との関連に負うところが大きであつて、特に多元的方針を示すこ

とは勢い現地機関の能率に影響をおよぼし行政能率を低下せしめる結果ともなるので、本庁及び現地機関を含めてその組織運営の合理化並びに事務の簡素化につき配意が必要である。

また、現地機関の内部執行体制については、種々検討を要しことに事業団体との業務分野の明確化につき根本的解決が必要と認められる。

五 災害復旧事業等に対する補助金交付に当つては、事業団体に対し全額前金払としているが、検査、並びに交付事務その他につき遺憾のものがあつたことは現地機関の監査で指摘したとおりであるが、いやくも検

査業務は厳正を期し見込み検査等によつて事務的処理することはもつとも戒意を要すべきである。また、事後確認の善後措置等に適切を欠いていたことは厳に留意すべきである。

六 補助事業に対する事務手続きその他交付申請書等に添付する書類を複雑化することは事業主体の事務能率にも影響し、勢いその負担が県に負荷されている現状であるので、更に内容を検討し簡素合理化を図るべきである。

商 工 課 昭和三十五年十月二十一日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎

一 設備近代化融資制度によつてその設備総額は四千五百余万円にも昇り県下重要産業の設備近代化が図られているが本制度の対象が商工中金との協調融資でしかも中小企業協同組合の構成員の経営する企業に対する

ものである関係上と、資金枠が僅少のため(県は繰替金六五〇万円)本年度需要申込に対し三割程度の貸付実績である。県の予託を大中に増額するとともに構成員外の企業に対しては市中金融機関に対し同様協調融資制度を採用し救済することにつき検討が望まれる。

二 中小企業振興資金貸付事業については申込対象分に対し貸付率は四七%で著しく資金枠が僅少であつてしかも新規貸付の余力は全くない実状である。このため新規分は極力前記設備近代化融資制度によつて若干救済されてはいるが、さらに資金の拡大造成については検討を要し、また、貸付後の管理指導及び償還確保等債権管理費は中小企業協同組合指導費で若干考慮されているようであるが、さらに予算の増額考慮につき配意されたい。

三 中小企業相談所の逐年における利用状況は

鳥取	倉吉	米子	境	港	計
三十二年度	三、〇二〇件	六、〇九九件	三、四〇七	三、三六六	一五、八九二
三十三年度	二、九九七	四、八三六	一、六五七	二、三二九	一一、八一九
三十四年度	二、一八〇	一、九〇八	一、六八六	二、九五二	七、七二六

であつて、これが相談内容はほとんどが窓口相談で五、一六六件(三十四年度分)を占めており利用者は年々減少している。三十五年八月より法改正に伴い本相談所を経営改善普及所に改組し、普及員制度による経営指導に切り換えているが、この際普及員等人的整備を図り積極的業務活動を推進せしめるべく行政指導の徹底を期する必要がある。

四 中小企業等協同組合指導費として中央会に対し九〇〇千円(半額国庫補助)の補助金を交付し、組合の経営指導に当らしめているが活動は低調の如くである。未組織業者の組織化、組合系統指導の積極化について行政指導の徹底を期されたい。

五 県内商品の販路拡張については各種物産展、博覧会

等を開催、又は参加し、県外進出に努めているが特に三十五年七月大阪において家具類の見本市を開催し相当地の好評と成果を得ていたことは結構である。これら催しの開催に当つては効果的であるようその企画に工夫するとともに県内生産基盤の造成と、出荷体制の確立に努められたい。

六 鳥取商工会館内にある県物産館は本年度商品卸売八、二七七件一、二六三、一五一円、手数料収入一七、七七九円であるが、現況は設置当初の計画とはるかに遠いものがあるので、これが運用、大阪、東京物産展示室との関連等について根本的に検討の要がある。

る。

地下資源開発局 昭和三十五年十月二十一日監査  
 監査委員 松 本 利 治  
 同 萩 原 治 郎

一 本年度執行した鉱業開発調査診断は、マンガン鉱(佐治、用瀬地区)、銅亜鉛(日野地区)、クロム鉱(山(倉吉地区)、けい石鉱(智頭地区))を実施するほか、地質調査所の協力のもとに倉吉周辺地域の工業用水調査を併せて実施している。これらの鉱床及び地質調査のうちボーリング等基礎的なものはすべて業者委託によつて行っているが、必要な機具は財政効率の面から県で購入整備し調査業務の完璧を期すべきである。

二 地質図幅調査その他放射能鉱物調査等業務は概ね円滑に執行しているものと認められた。

三 地下資源開発費及び鉱石処理研究費のうち、各節間で相当額の予算流用を行なつては適切な予算執行とは認め難い、今後特に留意を要する。

中海日野川総合開発調査局 昭和三十五年十一月一日監査  
 監査委員 松 本 利 治  
 同 萩 原 治 郎

一 本局は従来設置されていた中海干拓調査局が行政機構の改革によつて改名、同時に組織陣容も強化され、新に日野川総合開発を含め現地(米子市)に事務所を移転し名実ともに新発足した機関である。

職員は現在局長以下二一名で総務、農業開発、工業開発、電源開発の四課制により業務を分担している。

二 調査内容は中海干拓調査局で継続的実施していた日野川弓湾地帯等総合開発計画に基く基礎的調査で、しかも農林省の委託、協力、県単独の三本建調査を実施している。

特に、本年度は中海干拓によつて弓湾地帯に及ぼす影響、淡水化された場合の畑地かんがい調査、干拓地の作付栽培方法等に重点をおくほか、その他水産、河港関係を併せ數十項目にわたる調査を担当しているが、

これらの基礎的調査はこの地帯の産業立地の総合的視  
野からする将来の開発計画の主軸となるので、諸調査  
に当つてはさらに慎重を期するよう配意されたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便

発行 火、金

印 発

者

鳥取県鳥取市東町二丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市栗谷町

印刷

所 県

〔定価 一部月極 二〇円(送料共)〕